

高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成22年12月24日

2. 会 場

高知縣市町村職員共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「桜の間」

3. 出席者

(1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子	森林インストラクター
内田 洋子	NPO高知市民会議理事長
片岡 桂子	森林ボランティア
上治 堂司	(社)高知県山林協会 会長理事
川田 勲	高知大学名誉教授
宗崎 光世	林業労働災害防止協会高知県支部事務局長
田岡 秀昭	(社)高知県木材協会副会長理事
塚本 次郎	高知大学農学部教授
野島 常稔	香美森林組合 代表理事組合長
堀 洋子	建築士女性部会幹事
宮原 章人	四国森林管理局長

(2) 高 知 県

臼井 裕昭	林業振興・環境部林業振興・環境部長
大原 充男	林業振興・環境部副林業振興・環境副部長
鶴岡 義人	林業環境政策課長
大野 靖紀	森づくり推進課長
春山 九二男	林業改革課長
森 健太郎	治山林道課長
杉本 明	木材産業課長

山中 孝司	森づくり推進課 課長補佐
山崎 浩	治山林道課 チーフ（林地保全担当）
谷内 一	森づくり推進課 チーフ（森林計画担当）

4. 会議

（司 会）

審議会委員 13 名の内 11 名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

なお、議長は高知県森林審議会議事要項第 5 条に基づき会長が務める旨を説明。

[議事]

川田会長が議長となる。

－議長挨拶－

今回の森林審議会は、議案に地域森林計画の改正がなく一部変更ということですので、その分、時間に余裕がございます。よって、先ほど臼井部長のごあいさつにありましたように、最近公表されました森林林業の再生に向けての改革の骨子について、審議会終了後説明していただき、高知県のこれからの姿について考えていきたいと思っております。実施段階に入っている産業振興計画の中で、産業成長戦略の一環として、森林林業が大きく関係あると思っております。また、民主党政権下での新しい施策と高知県の実状とで、どのように整合性をとった方向を模索していくのか、皆様のご意見をお聞きしたいと考えますので、よろしく申し上げます。

－議事録署名委員選出－ （宗崎委員、内田委員）

－諮問文朗読（森づくり推進課長）－

－議事（１）～（３）高知、嶺北仁淀、四万十川地域森林計画の変更（案）を説明－

（森林計画担当チーフ）

（議 長）

ただいま事務局から、森林計画制度及び議案である地域森林計画の変更について説明していただきましたが、これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

地域森林計画の変更に係る数値を見ておりますと、森林面積が減少する一方で、香南市の自衛隊駐屯地になり、国道又は林道になりなど、その分、地域が活性化しているのかなとも思います。この数値をご覧になり、何かご意見はございませんか。

（内田委員）

全体の森林面積から考えると、減少する森林面積の数値は、問題ないように思いますが、たとえば、高速道の開設のように、森林の転用によりその地域にどのような影響があるのかなということがあります。また、たとえば、高知市の場合、森林が減少した分、他の場所で緑を増やす必要があるとか。あるいは、全体として、森林が減っているが、これくらいなら緑を増やさなくてもいいと、本当に言えるのか。私もよく分かっていませんので、他の委員さんのご意見も聞きたいのですが。

（議 長）

面積の規模にもよると思いますが、森林の転用の及ぼす他の領域への影響について、どのような考え方ができますでしょうか。減少する森林面積が小さいとはいえ、地域にとって問題となる影響もあろうかと思しますので、その辺の関係について、いかがでしょう。もし、事務局で答えがありましたらどうぞ。

（森づくり推進課長）

地域森林計画と申しますのは、森林資源の保続と森林の状況に見合う資源の活用についてコントロールするというのが立てりとなっています。その意味から、この減少する数字は、見ていただいてお分かりのように、全体の森林に与える影響は微々であります、そ

れぞれについては、たとえば、開発行為が行われる際には、法に基づいて失われる森林の機能に見合う代替施設などを設置していただくことを条件に許可することとなっていますので、森林が減少した分は、それを補う措置が、何らかなされていると基本的にお考えください。

(議 長)

今の説明でよろしいでしょうか。

お聞きしたいのですが、森林機能の代替について、具体的にはどのようなものが考えられますか。

(森づくり推進課長)

たとえば、採石場のように広く裸地をつくると、水資源のかん養の面で問題となりますので、水の貯留施設を作る。また、山の崩壊を防ぐための治山施設を講ずるなどです。

(議 長)

失われた森林を他の場所で再生することはなく、失われた森林の場所で、森林の機能を持たせる措置を講ずるということですね。

(森づくり推進課長)

そうです。

(堀委員)

開発により森林がなくなることに関してですが、香南市の自衛隊用地は、森林を切り開いて土地を確保するのですよね。むやみに山を伐り拓くことなく提供できる土地を探すなど、県はできないのでしょうか。どうしても山を伐り拓かないといけなかったのでしょうか。

(森づくり推進課長)

今回の場合は、自衛隊用地を地域森林計画の対象とする計画区域から外すことで、必ずしも開発することを意味していません。ほとんどは、演習地として森林の状態を活用していますので、環境への影響はさほどないかと考えております。

(議 長)

堀委員よろしいでしょうか。

(堀委員)

はい。

(田岡委員)

地域森林計画の計画量について、5年間で主伐を75万m³、人工造林を1,350ha行うことになっており、主伐に応じて植栽が定められていると思います。平成21年度の実行量で、吉野・仁淀川では、主伐が22%、人工造林が13%となっております。これは、伐採後、植栽が進んでいない箇所がたくさんあるということでしょうか。九州などでいわれているように伐採後地に植栽が進まない状況が広がっているということ、実際のデータが表しているということでしょうか。

(森づくり推進課長)

それほどひどくはありませんが、伐採後、植栽されずに放置している箇所は多少あります。原因として、一つには植栽費用の問題、そして鳥獣害の問題により、植えても仕方がないとの考えに至っていると思います。

(アウテンボーガルト委員)

同じく主伐、間伐の量についてですが、平成21年度の吉野・仁淀川流域での間伐の実績は、16%。実行が毎年増えればいいですが、5年間で考えると計画量が残り、さらに間伐を進めることになる。中山間地域の現状は、少子・高齢化で後継者も少なく、間伐を進

める力が弱っている。また、地域によっても取り組みの差がある。たとえば、私の地域は梶原町で、森林は良く間伐がされていると感じる。しかし、1歩、山を越えて隣の地域に行くと、現況が一変する。隣の地域で間伐が進むのか心配である。その状況が、平成21年度の間伐実績にも表れているのではないかと思った。それが、まず一つ感じたこと。

それと、高速道路のお話がありましたが、住民としての意見を述べますと、高速道路の開設で、とても嬉しい反面、山が切られ、部分的に山の荒れた状態も見られますし、それまでの景観が一変しますので、少し気になるところであります。

その2つが、地域住民として、肌で感じた感想です。

(議長)

ただいまのご意見について、なにか事務局でありますか。

(森づくり推進課長)

間伐は16%で、5年間にすると達しないというのはご指摘のとおりです。県も間伐推進条例を作って積極的に間伐して健全な森を作ろうと努力していますし、昨年、森林組合も力を合わせて1ヶ年間に1万5千haの間伐を5カ年間ということで頑張っていたいておりますが、ご指摘のとおり、流域での取り組み状況にも多少の差がありますので、今後も力を入れて、森林整備を進めたいと思っています。

それから、高速道路の関係ですが、森林にとって、高速道路そのものの影響より、むしろ間伐が遅れがちになっていることのほうが、本来的な意味で重要ではないかと、林業に携わるものとして考えておりますので、なお、間伐等推進することで、皆様のご期待に答えていきたいと思っております。

(議長)

ほかにございませんか。

特に、ご意見がないようでしたら、この辺で答申の作成に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議 長)

それでは、ここで、答申案作成のため、10分間小休止とします。

[小休止]

(議 長)

それでは、事務局の方から答申案を朗読していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(森づくり推進課長)

—答申案を朗読—

(議 長)

ありがとうございます。それでは、以上のとおり答申することにして、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議 長)

それでは、以上のとおり答申することとします。

(林業振興・環境部長)

ありがとうございました。審議の過程でいろいろなご意見を頂きました。今後の森林・林業行政に生かしていきたいと思ひます。

(議長)

それでは、議事4の報告案件につきまして、上治部会長から報告をお願いします。

(上治委員)

それでは、報告させていただきます。本審議会の前に、森林保全部会を行いました。そこで、日鉄鉱業株式会社の石灰石採掘に伴う保安林解除の事案を審議しました結果、委員全員の賛成をいただきまして、適当であるとのことになりましたので、その旨報告いたします。

(議長)

ただいまの報告について、何かご意見・ご質問はございませんか。

ないようでしたら、次に、議事5の報告案件について、事務局から説明してください。

(治山林道課長)

—森林審議会の審議を要しない、保安林解除及び林地開発許可の内容を説明—

(議長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(田岡委員)

報告の内容と直接関係ないのですが、今、問題となっている外国資本の山林取得の関係で、橿原町が届出制を取ろうかとの話を聞いたが、高知県としては、これに関して何らかをすとの動きはあるのでしょうか。

(森づくり推進課長)

高知県における国土利用計画法に基づく届出を、過去5年間確認しますと、年間1,000件、面積にして200haほど平均して売買がありますが、新聞等により報道されている事例はございませんでした。そういう状況ですので、現在、国が、新聞報道を受けまして検討

しているようですので、その推移を見守ってゆきたいと考えています。それと、梶原町についても、はっきりと固まっているわけではないと聞いております。

(議 長)

よろしいでしょうか。

(田岡委員)

はい。

(塚本委員)

林地開発に関して、前にも話題となったと思いますが、報告にあった単年度の林地開発が、数年続き累積すると大きな規模になります。そうならないような歯止めとなる取り決め等、何かありましたか。

(治山林道課長)

手続きとしましては、ご質問にありました徐々に規模を大きくしてゆくことに対する歯止めというものは、ございません。

(議 長)

それについて、何かご意見はございませんか。

(塚本委員)

それでいいのかなと思いますが……。そのような事例はこれまでになかったのですか。

(遠山林地保全班担当)

ないですけど……。

林業関係ではなく用地対策課の所管となりますが、徐々に規模が増え、10ha を超えると、高知県土地基本条例の関係で審査を行うこととなっています。林地開発制度が、直接かか

わるものではないですが、他の条例で審査することで対応したいです。

(議 長)

土地基本条例で、ある程度の規模の開発には対処するということですね。

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

意見も出尽くしたようですので、議事5の案件につきましては、これで終わりたいと思います。

予定されていましたが審議会の議事が終了いたしましたので、これを持ちまして本日の森林審議会を終了したいと思います。どうも皆さんご協力、ありがとうございました。

－閉会－